

# 洗足こども短期大学学則

2 0 2 5

## 洗足こども短期大学学則

## 目 次

|        |                       |    |
|--------|-----------------------|----|
| 第 1 章  | 総 則                   | 1  |
| 第 2 章  | 学科及び修業年限              | 2  |
| 第 3 章  | 学年、学期及び休業日            | 3  |
| 第 4 章  | 学生定員                  | 3  |
| 第 5 章  | 入学、休学、復学、退学、転学、留学及び除籍 | 4  |
| 第 6 章  | 教育課程及び履修方法            | 7  |
| 第 7 章  | 卒業及び学位授与              | 10 |
| 第 8 章  | 賞 罰                   | 10 |
| 第 9 章  | 科目等履修生、聴講生及び外国人留学生    | 11 |
| 第 10 章 | 入学検定料、学納金及び在籍料        | 11 |
| 第 11 章 | 教育研究実施組織              | 12 |
| 第 12 章 | 教 授 会                 | 12 |
| 第 13 章 | 自己点検及び評価              | 13 |
| 第 14 章 | 公開講座                  | 13 |
| 第 15 章 | 附属施設                  | 14 |
| 第 16 章 | 厚生補導施設                | 14 |
| 第 17 章 | 改 廃                   | 14 |
| 附 則    |                       | 14 |
| 別表 1   |                       | 19 |
| 別表 2   |                       | 22 |
| 別表 3   |                       | 24 |
| 別表 4   |                       | 26 |
| 別表 5   |                       | 26 |

# 洗足こども短期大学学則

昭和37年4月1日制定・昭和38年4月1日改正  
昭和39年4月1日改正・昭和40年4月1日改正  
昭和41年4月1日改正・昭和42年4月1日改正  
昭和43年4月1日改正・昭和44年4月1日改正  
昭和45年4月1日改正・昭和46年4月1日改正  
昭和47年4月1日改正・昭和48年4月1日改正  
昭和49年4月1日改正・昭和50年4月1日改正  
昭和51年4月1日改正・昭和52年4月1日改正  
昭和53年4月1日改正・昭和54年4月1日改正  
昭和55年4月1日改正・昭和56年4月1日改正  
昭和57年4月1日改正・昭和58年4月1日改正  
昭和59年4月1日改正・昭和60年4月1日改正  
昭和61年4月1日改正・昭和62年4月1日改正  
昭和63年4月1日改正・平成元年4月1日改正  
平成2年4月1日改正・平成3年4月1日改正  
平成4年4月1日改正・平成5年4月1日改正  
平成6年4月1日改正・平成7年4月1日改正  
平成8年4月1日改正・平成9年4月1日改正  
平成10年4月1日改正・平成11年4月1日改正  
平成12年4月1日改正・平成13年4月1日改正  
平成14年4月1日改正・平成15年4月1日改正  
平成16年4月1日改正・平成17年4月1日改正  
平成18年2月1日改正・平成18年4月1日改正  
平成19年4月1日改正・平成20年4月1日改正  
平成21年4月1日改正・平成22年4月1日改正  
平成23年4月1日改正・平成24年4月1日改正  
平成25年4月1日改正・平成26年4月1日改正  
平成27年4月1日改正・平成30年4月1日改正  
平成31年4月1日改正・令和2年4月1日改正  
令和3年4月1日改正・令和4年4月1日改正  
令和6年4月1日改正・令和7年4月1日改正

## 第1章 総 則

(名称)

第 1 条 本学は洗足こども短期大学と称する。

(目的)

第 2 条 本学は教育基本法及び学校教育法にのっとり、深く専門の学芸を教授  
研究し、その実際の専門的な能力を養うとともに、幅広い教養を培い、

建学の精神に基づいて人格を陶冶し、謙愛の徳を備え、気品高く、国際的視野に立ち、実行力に富む人材を育成し、もって文化の向上に寄与することを目的とする。

(人材養成及び教育研究上の目的)

第 2 条の 2 幼児教育保育科は、専門分野の知識・技術を修得するとともに、豊かな人間性と実行力を備え、自立した人間として職業又は实际生活に必要な能力を有する人材を育成し、もって社会の発展に寄与することを目的とし、次の各号にかかげる事項を教育目標とする。

- (1) 幼児教育・保育に関しての幅広い専門知識と実践力を備え、保育者としての責任感及び自覚を持った人材を養成すること。
- (2) 創造的な表現力、コミュニケーション能力、社会性を備えた豊かな人間性を涵養すること。
- (3) 幼児教育・保育を担う人材の育成及び教育研究については、その成果を提供することによる地域社会への貢献を視野に入れ取り組むこと。

(自己評価等)

第 3 条 本学は、教育研究水準の向上を図り、本学の目的及び社会的使命を達成するため、その教育研究活動等の状況について自ら点検及び評価を行うことに努める。

## 第 2 章 学科及び修業年限

(学科)

第 4 条 本学に次の学科を置く。

幼児教育保育科

(修業年限及び在学期間)

第 5 条 本学の修業年限は 2 年とする。ただし、在学期間は通算 4 年を超えることはできない。

### 第3章 学年、学期及び休業日

(学年)

第6条 学年は4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(学期)

第7条 学年を次の二学期に分ける。

前 期 4月1日から9月30日まで

後 期 10月1日から翌年3月31日まで

(授業週数)

第8条 学年の授業を行う期間は、35週にわたることを原則とする。

(休業日)

第9条 休業日は次のとおりとする。

- (1) 日曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律に規定する休日
- (3) 学園創立記念日 10月13日
- (4) 夏期、冬期及び春期休業に関しては、別に定める。
- 2 第1項に定める休業日のほかに、学長は必要と認める場合、臨時に休業日を定めることができる。
- 3 前各項に規定する休業日中に、必要に応じて授業を行うことができる。

### 第4章 学 生 定 員

(学生定員)

第10条 本学の学生定員は次のとおりとする。

| 学 科     | 入学定員 | 収容定員 |
|---------|------|------|
| 幼児教育保育科 | 150名 | 300名 |

## 第5章 入学、休学、復学、退学、転学、留学及び除籍

### (入学時期)

第11条 入学時期は毎年4月とする。

### (入学資格)

第12条 本学に入学することのできる者は、次の各号の一に該当する者とする。

- (1) 高等学校（中等教育学校を含む）を卒業した者
- (2) 通常の課程による12年の学校教育を修了した者（通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。）
- (3) 外国において学校教育における12年の課程を修了した者又はこれに準ずる者で文部科学大臣の指定した者
- (4) 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有する者として認定した在外教育施設の当該課程を修了した者
- (5) 文部科学大臣が指定した専修学校の高等課程（修業年限が3年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。）を文部科学大臣が定める日以後に修了した者
- (6) 文部科学大臣の指定した者
- (7) 高等学校卒業程度認定試験規則（平成17年文部科学省令第1号）による高等学校卒業程度認定試験に合格した者（同規則附則第2条の規定による廃止前の大学入学資格検定規程による大学入学資格検定に合格した者を含む。）
- (8) 学校教育法第90条第2項の規定により大学に入学した者であって、大学における教育を受けるにふさわしい学力があると認めた者
- (9) 本学において、個別の入学資格審査により、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で、18歳に達した者

### (出願手続)

第13条 入学を志願する者は、入学願書に別に定める書類及び入学検定料を添えて、所定の期日までに提出しなければならない。

### (入学試験)

第14条 入学志願者については、本学において入学試験を行う。

- 2 入学試験については別に定める。

## (入学手続)

第15条 入学試験に合格した者は、指定の期日までに、保証人連署の誓約書その他本学所定の書類を提出するとともに、所定の入学金、授業料その他の学納金を納入しなければならない。

## (入学許可)

第16条 学長は、前条の入学手続きを完了した者に入学を許可する。

2 学長は、前項にかかわらず、第12条の規定に違反した者は、入学許可を取り消すものとする。

## (保証人の責任)

第17条 誓約書に連署の保証人は、学生在学中の一切のことについて責任を負うものとする。

## (保証人の資格)

第18条 保証人は、独立の生計を営む25歳以上の者でなければならない。

## (保証人死亡等の場合の手続き)

第19条 入学を許可された者又は学生は、保証人が死亡し、又はその他の理由によりその責任を尽くし得なくなったときは、直ちに新しい保証人を定め、改めて誓約書を提出しなければならない。

## (保証人の身上等異動時の手続き)

第20条 入学を許可された者又は学生は、保証人の住所及び身上に異動があったときは、速やかに届け出なければならない。

## (転入学)

第21条 他の短期大学又は大学から本学に転入学を希望する者があるときは、欠員がある場合、選考のうえ相当年次に転入学を許可することがある。

## (再入学)

第22条 本学の学生で退学した者または除籍された者が、再入学を希望するときは、欠員がある場合、選考のうえ相当年次に再入学を許可することがある。

## (転入学等の手続き)

第23条 転入学及び再入学については、第13条及び第15条乃至第16条の規定を準用する。

## (欠席)

第24条 病気その他の理由により欠席しようとする者は、その期間及び理由を

届け出なければならない。

(休学)

第25条 学生が病気その他やむを得ない理由により、2か月以上修学することができないときは、医師の診断書又は理由書を添え、保証人連署のうえ願い出て、学長の許可を得て休学することができる。

2 休学の期間は1年以内とする。ただし、特別な理由があるときは、許可を得て更に1年以内に限り休学を延長することができる。

3 休学の期間は、通算して2年を超えることができない。

4 休学の期間は、在学期間に算入しない。

(復学)

第26条 休学の理由が止んだときは、医師の診断書又は理由書を添え、保証人連署のうえ願い出て、学長の許可を得て復学することができる。

(退学)

第27条 退学しようとする者は、その理由書を添え、保証人連署のうえ願い出て、学長の許可を受けなければならない。

(死亡等の場合の手続き)

第28条 学生が死亡した場合及び法的身分に異動が生じた場合には、保証人は直ちにこれを届け出なければならない。

(転学)

第29条 他の短期大学又は大学に転学しようとする者は、その理由書を添え、保証人連署のうえ願い出て、学長の許可を受けるものとする。  
なお、許可を受けた場合は、退学しなければならない。

(留学)

第30条 外国の短期大学又は大学に留学しようとする者は、その理由書を添え、保証人連署のうえ願い出て、学長の許可を受けなければならない。

2 前項により許可を得て留学した期間は、第5条に定める在学期間に含めることができる。

(除籍)

第31条 学長は、次に掲げる各号の一に該当する者について、除籍することができる。

(1) 在学通算4年にして卒業できない者

(2) 2年の休学期間を経過し、なお復学の見込みのない者

- (3) 学納金を滞納し、督促をうけても納入しない者
- (4) 行方不明となってから1年を経過した者

## 第6章 教育課程及び履修方法

(教育課程の編成方法及び授業科目・単位数)

第32条 教育課程は、授業科目を教養科目及び専門科目に区分し、各授業科目を必修科目及び選択科目に分け、これを各年次に配当して、各学科毎に編成する。

2 授業科目及び単位数は別表1のとおりとする。

(卒業の要件)

第33条 本学を卒業するためには、2年以上在学し、62単位以上を修得しなければならない。

(単位の計算方法)

第34条 各授業科目の単位数は、1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、次の基準により計算するものとする。

- (1) 講義、演習、実習及び実技については、おおむね15時間から45時間までの授業をもって1単位とする。
- (2) 音楽の分野における個人指導による実技の授業については、本学が定める時間の授業をもって1単位とする。

2 前項の規定にかかわらず、卒業論文、卒業研究、卒業制作等の授業科目については、これらに必要な学修等を考慮して、単位数を定めることができる。

(授業の形態)

第34条の2 授業は、講義、演習、実習若しくは実技のいずれかにより又はこれらの併用により行うものとする。

2 本学は、教育上有益と認めるときは、教授会の議を経て、文部科学大臣が別に定めるところにより、前項の授業を多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させることができ

る。

- 3 前項の授業の方法により修得する単位数は、卒業の要件として修得すべき単位数のうち、30単位を超えないものとする。

(履修届)

第35条 学生は毎学年の始めに、その学年に履修しようとする授業科目を選択し、指定された期日までに届け出て、許可を受けなければならない。

- 2 履修登録単位数の上限に関する規程は別に定める。

(単位の授与)

第36条 授業科目を履修した者には、認定のうえ所定の単位を与える。

(単位の認定方法)

第37条 単位の認定は、試験その他の本学が定める適切な方法により学修の成果を評価して行う。

- 2 成績の評価は、S・A・B・C・Dの5段階に分ける。S・A・B・Cの評価を得たものは合格とし、それぞれの授業科目について所定の単位が与えられる。
- 3 前項における成績と評価基準は、次のとおりとする。

| 評 価 | S       | A      | B      | C      | D     |
|-----|---------|--------|--------|--------|-------|
| 成 績 | 100～90点 | 89～80点 | 79～70点 | 69～60点 | 59～0点 |

- 4 各授業科目について、授業時数の3分の2以上出席しなければならない。
- 5 修得した単位は、成績の評価とともに記録にとどめる。

(追試験)

第38条 病気その他のやむを得ない理由で試験を受けることが出来なかった者に対しては、別に定める手続きによって追試験を行うことができる。

- 2 追試験を受けようとする者は、所定の書類に病気の場合は医師の診断書、その他の場合は理由書又は事故証明書等を添え、願い出て学長の許可を受けなければならない。

(他の短期大学又は大学における授業科目の履修等)

第39条 学長は、教育上有益と認めるときは、他の短期大学又は大学の授業科目を履修することを希望する者に対し、これを許可することがある。

この場合修得した単位を、30単位を超えない範囲で本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

- 2 前項の規定は、学生が第30条の規定により外国の短期大学又は大学に留学する場合に準用する。

(短期大学又は大学以外の教育施設等における学修)

第40条 学長は、教育上有益と認めるときは、短期大学又は高等専門学校の専攻科における学修その他文部科学大臣が別に定める学修を希望する者に対し、これを許可することがある。この場合当該学修を、本学における授業科目の履修とみなし、本学所定により単位を与えることができる。

- 2 前項により与えることができる単位数は、前条第1項により本学において修得したとみなす単位数と合わせて30単位を超えないものとする。

(入学前の既修得単位等の認定)

第41条 学長は、教育上有益と認めるときは、学生が本学に入学する前に短期大学又は大学において履修した授業科目について修得した単位（第46条の規定により修得した単位を含む。）を、本学に入学した後の本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

- 2 学長は、教育上有益と認めるときは、学生が本学に入学する前に行った前条第1項に規定する学修を、本学における授業科目の履修とみなし、本学所定により単位を与えることができる。
- 3 前二項により修得したとみなし、又は与えることのできる単位数は、転入学、再入学の場合を除き、本学において修得した単位以外のものについては、第39条第1項及び前条第1項により本学において修得したとみなす単位数と合わせて30単位を超えないものとする。

(教職課程)

第42条 教育職員免許状授与の所要資格を取得しようとする者は、教育職員免許法及び同法施行規則に定める科目を履修し、所要の単位を修得しなければならない。

- 2 本学において取得することができる教育職員免許状の種類は、次のとおりである。

幼児教育保育科      幼稚園教諭二種免許状

- 3 教職に関する科目の授業科目及び単位数は別表2のとおりとする。

(保育士資格)

第42条の2 本学幼児教育保育科において、保育士の資格を取得しようとする者は、児童福祉法施行規則に定める科目を履修し、所要の単位を修得しなければならない。

2 保育士に関する科目の授業科目及び単位数は別表3のとおりとする。

## 第7章 卒業及び学位授与

(卒業・学位授与)

第43条 学長は、2年以上在学し、第33条に定める単位を修得した者には、卒業したことを認め、卒業証書及び短期大学士（幼児教育保育）の学位を授与する。

2 学位に関する規程は別に定める。

## 第8章 賞 罰

(表彰)

第44条 学生で品行方正、学術優秀な者又は他の模範となるべき行為のあった者は、学長がこれを表彰する。

(懲戒)

第45条 学則その他本学の定める諸規程に違反し、又は学生としての本分に反する行為のあった者は、学長がこれを懲戒する。

2 前項の懲戒の種類は、退学、停学及び訓告とする。

3 前項の退学は、次の各号の一に該当する者に対して行う。

(1) 性行不良で改善の見込みがないと認められる者

(2) 学業を怠り成業の見込みがないと認められる者

(3) 正当な理由がなく出席が常でない者

(4) 本学の秩序を乱し、その他学生としての本分に著しく反した者

## 第9章 科目等履修生、聴講生及び外国人留学生

### (科目等履修生)

第46条 学長は、本学の学生以外の者で、本学において一又は複数の授業科目の履修を希望するものがあるときは、学生の学修に支障のない場合に限って、科目等履修生としてこれを受け入れることがある。

- 2 科目等履修生が授業科目を履修した場合は、第36条及び第37条の規定を準用し単位を与えることができる。
- 3 前二項に定めるものの外、科目等履修生に関する規程は別に定める。  
ただし、特に規程に定めのない場合は、本学則の規程を準用する。

### (聴講生)

第46条の2 学長は、本学の学生以外の者で、本学において特定の授業科目の聴講を希望するものがあるときは、学生の学修に支障のない場合に限って、聴講生として受け入れることがある。

- 2 聴講生に関する規程は別に定める。

### (外国人留学生)

第47条 外国人で、短期大学又は大学において教育を受ける目的で入国し、本学に入学を志願する者があるときは、選考のうえ外国人留学生として入学を許可することがある。

- 2 外国人留学生については本学則の規定を準用する。

## 第10章 入学検定料、学納金及び在籍料

### (入学検定料及び学納金)

第48条 入学検定料及び学納金は別表4のとおりとする。

### (納入)

第49条 学納金(入学金を除く。)は次の二期に分けて納入しなければならない。

|     |        |          |
|-----|--------|----------|
| 前 期 | 年額の1/2 | 4月20日まで  |
| 後 期 | 年額の1/2 | 10月15日まで |

### (在籍料)

第50条 休学する者は、在籍料を納入するものとし、休学期間中の学納金の納

入を要しない。

2 在籍料は、別表5のとおりとする。

(退学等の場合の学納金及び在籍料)

第51条 退学又は除籍の場合においても、在籍していた学期までの学納金又は在籍料は納入しなければならない。ただし、第31条第3号及び第4号に該当し、除籍された者はこの限りではない。

(学納金等の返還)

第52条 既納の入学検定料、学納金及び在籍料は、いかなる事情があっても返還しない。ただし、入学を許可された者で入学を辞退し、所定の期日までに、所定の手続きをとった場合には、入学手続時の学納金から入学金を控除したものを返還することがある。

(学納金の免除)

第53条 学納金及び在籍料の支弁が極めて困難であると認められる者には、成績その他の事情を考慮し、願い出により、学納金の全額又は一部を免除することがある。

## 第11章 教育研究実施組織

(教育研究実施組織)

第54条 本学は、その教育研究上の目的を達成するため、次の教員及び事務職員等を置く。

学長、学科長、科長補佐、学長付、教授、准教授、講師、助教、助手、事務職員、技術職員その他必要な教職員

## 第12章 教授会

(組織)

第55条 本学に教授会を置き、学長、学科長、教授、准教授、講師及び助教をもって組織する。

(会議)

第56条 学長は教授会を招集してその議長となる。

- 2 学長にやむを得ない事故のあるときは、あらかじめ学長の指名した者が職務を代理する。
- 3 教授会の議事は出席者の過半数によりこれを決定する。
- 4 議長は必要があると認めるときは、教授会の同意を得て前条に定める構成員以外の教職員を出席させることができる。

(審議事項等)

第57条 教授会は、学長が次にかかげる事項について、決定を行うに当たり意見を述べるものとする。

- (1) 学生の入学、卒業及び課程の修了に関する事項
  - (2) 学位の授与に関する事項
  - (3) 前各号にかかげるもののほか、教育研究に関する重要な事項で、教授会の意見を聴くことが必要なものとして学長が定めるもの。
- 2 教授会は、前項に規定するもののほか、学長及び学科長がつかさどる教育研究に関する事項について審議し、及び学長の求めに応じ、意見を述べることができる。

## 第13章 自己点検及び評価

(自己点検及び評価)

第58条 自己点検及び評価に関する規程は別に定める。

## 第14章 公開講座

(公開講座)

第59条 社会人の教養を高め、文化の向上に資するため、本学に公開講座を開設することができる。

## 第15章 附属施設

(図書館)

第60条 本学に附属図書館（メディアセンター）を置く。

2 附属図書館に関する規程は別に定める。

(研究所)

第61条 本学に次の研究所を置く。

(1) 保育・子育て研究所

2 各研究所に関する規程は別に定める。

## 第16章 厚生補導施設

(健康管理センター)

第62条 本学に健康管理センターを置く。

2 健康管理センターは、保健室、学生相談室を統括する。

3 保健室は、学生及び職員の健康管理に当たる。

4 学生相談室は、学生の厚生補導に資する。

## 第17章 改 廃

(学則の改廃)

第63条 この学則の改廃は、教授会の議を経て、学長の承認を得て、理事会で行う。

## 附 則

1. この学則は昭和37年4月1日からこれを施行し、施行に関する細則は学長が別にこれを定める。
2. この学則の改正は昭和38年4月1日から施行する。

3. この学則の改正は昭和39年4月1日から施行する。
4. この学則の改正は昭和40年4月1日から施行する。
5. この学則の改正は昭和41年4月1日から施行する。
6. この学則の改正は昭和42年4月1日から施行する。
7. この学則の改正は昭和43年4月1日から施行する。
8. この学則の改正は昭和44年4月1日から施行する。
9. この学則の改正は昭和45年4月1日から施行する。
10. この学則の改正は昭和46年4月1日から施行する。
11. この学則の改正は昭和47年4月1日から施行する。
12. この学則の改正は昭和48年4月1日から施行する。
13. この学則の改正は昭和49年4月1日から施行する。
14. この学則の改正は昭和50年4月1日から施行する。
15. この学則の改正は昭和51年4月1日から施行する。
16. この学則の改正は昭和52年4月1日から施行する。
17. この学則の改正は昭和53年4月1日から施行する。
18. この学則の改正は昭和54年4月1日から施行する。
19. この学則の改正は昭和55年4月1日から施行する。
20. この学則の改正は昭和56年4月1日から施行する。但し入学検定料については昭和55年11月1日から適用する。
21. この学則の改正は昭和57年4月1日から施行する。但し入学検定料については昭和56年11月1日から適用する。
22. この学則の改正は昭和58年4月1日から施行する。但し入学検定料については昭和57年11月1日から適用する。
23. この学則の改正は昭和59年4月1日から施行する。但し入学検定料については昭和58年11月1日から適用する。
24. この学則の改正は昭和60年4月1日から施行する。但し入学検定料については昭和59年9月1日から適用する。
25. この学則の改正は昭和61年4月1日から施行する。
26. この学則の改正は昭和62年4月1日から施行する。なお、第4条の規定にかかわらず、音楽科の総定員は290、声楽専攻の総定員は90、幼児教育科及び英文科の総定員はそれぞれ150とする。
27. この学則の改正は昭和63年4月1日から施行する。

28. この学則の改正は平成元年4月1日から施行する。但し音楽科及び専攻科音楽専攻の入学検定料については昭和63年10月1日から適用する。
29. この学則の改正は平成2年4月1日から施行する。但し教育課程及び履修方については平成2年4月1日以降入学した者から適用する。
30. この学則の改正は平成3年4月1日から施行する。但し入学検定料については平成2年10月1日から適用し、第4条に規定する学生定員は、平成12年度までの間は、次のとおりとする。

| 年 度<br>学科及び<br>専攻課程 | 平成3年度 |      | 平成4年度<br>～<br>平成11年度 |      | 平成12年度 |      |
|---------------------|-------|------|----------------------|------|--------|------|
|                     | 入学定員  | 総定員  | 入学定員                 | 総定員  | 入学定員   | 総定員  |
| 英 文 科               | 200人  | 300人 | 200人                 | 400人 | 100人   | 300人 |

31. この学則の改正は平成4年4月1日から施行する。ただし第10条に規定する学生定員は、平成12年度までの間は、次のとおりとする。

| 年 度<br>学科及び<br>専攻課程 | 平成4年度 |      | 平成5年度<br>～<br>平成11年度 |      | 平成12年度 |      |
|---------------------|-------|------|----------------------|------|--------|------|
|                     | 入学定員  | 総定員  | 入学定員                 | 総定員  | 入学定員   | 総定員  |
| 音 楽 科<br>器 楽 専 攻    | 180人  | 280人 | 180人                 | 360人 | 100人   | 280人 |

32. この学則の改正は平成5年4月1日から施行する。
33. この学則の改正は平成6年4月1日から施行する。
34. この学則の改正は平成7年4月1日から施行する。
35. この学則の改正は平成8年4月1日から施行する。ただし、第51条及び第71条の授業料については、平成8年4月1日以後入学した者から適用する。
36. この学則の改正は平成9年4月1日から施行する。
37. この学則の改正は平成10年4月1日から施行する。
38. この学則の改正は平成11年4月1日から施行する。ただし、第51条及び第71条の学納金については、平成11年4月1日以後入学した者から適用する。

39. この学則は平成12年4月1日から施行する。ただし、第10条の規定にかかわらず、平成12年度の音楽科器楽専攻の総定員は180名とする。また第10条の規定にかかわらず、平成12年度から平成16年度までの英文科の学生定員は次のとおりとする。

| 年 度<br>学科及び<br>専攻課程 | 平成12年度 |       | 平成13年度 |       | 平成14年度 |       |
|---------------------|--------|-------|--------|-------|--------|-------|
|                     | 入学定員   | 総定員   | 入学定員   | 総定員   | 入学定員   | 総定員   |
| 英 文 科               | 190 名  | 390 名 | 180 名  | 370 名 | 170 名  | 350 名 |

| 年 度<br>学科及び<br>専攻課程 | 平成15年度 |       | 平成16年度 |       |
|---------------------|--------|-------|--------|-------|
|                     | 入学定員   | 総定員   | 入学定員   | 総定員   |
| 英 文 科               | 160 名  | 330 名 | 150 名  | 310 名 |

尚、第71条の学納金については、平成12年4月1日以後入学した者から適用する。

40. この学則は平成13年4月1日から施行する。但し、平成13年3月31日に音楽科器楽専攻、声楽専攻及び専攻科音楽専攻に在学する者は、従前の学則を適用する。
41. この学則は平成14年4月1日から施行する。
42. この学則は平成15年4月1日から施行する。ただし、第10条の規定にかかわらず、平成15年度の英文科の総定員は320名とする。
- また、第50条及び第70条の学納金については、平成15年4月1日以後入学した者から適用する。
43. この学則は平成16年4月1日から施行する。
44. この学則は平成17年4月1日から施行する。
45. この学則は平成18年2月1日から施行する。
46. この学則は平成18年4月1日から施行する。
47. この学則の改正は平成19年4月1日から施行する。ただし、第49条の学納金については、平成19年4月1日以後入学した者から適用する。また、平成19年3月31日に英文科に在学する者は、従前の学則を適用する。
48. この学則は平成20年4月1日から施行する。

49. この学則は平成21年4月1日から施行する。
50. この学則は平成22年4月1日から施行する。
51. この学則は平成23年4月1日から施行する。
52. この学則は平成24年4月1日から施行する。
53. この学則の改正は平成25年4月1日から施行する。ただし、第10条に規定する収容定員は、平成25年度は次のとおりとする。

|      | 平成25年度 |
|------|--------|
| 入学定員 | 300名   |
| 収容定員 | 550名   |

54. この学則の改正は平成26年4月1日から施行する。
55. この学則の改正は平成27年4月1日から施行する。
56. この学則の改正は平成30年4月1日から施行する。
57. この学則の改正は平成31年4月1日から施行する。
58. この学則の改正は令和2年4月1日から施行する。
59. この学則の改正は令和3年4月1日から施行する。ただし、第10条に規定する収容定員は、令和3年度は次のとおりとする。

|      | 令和3年度 |
|------|-------|
| 入学定員 | 250名  |
| 収容定員 | 550名  |

60. この学則の改正は令和4年4月1日から施行する。
61. この学則の改正は令和6年4月1日から施行する。
62. この学則の改正は令和7年4月1日から施行する。ただし、第10条に規定する収容定員は、令和7年度は次のとおりとする。

|      | 令和7年度 |
|------|-------|
| 入学定員 | 150名  |
| 収容定員 | 400名  |

別表 1

## 幼児教育保育科授業科目及び単位数

## 1. 教養科目

| 授 業 科 目          | 単 位 数 |     | 備 考  |
|------------------|-------|-----|------|
|                  | 必 修   | 選 択 |      |
| 情報機器の操作          | 2     |     | 教職必修 |
| 英語（外国語コミュニケーション） | 2     |     | 教職必修 |
| 健康・スポーツ          | 1     |     | 教職必修 |
| 保健体育             | 2     |     | 教職必修 |
| 法学（日本国憲法）        |       | 2   | 教職必修 |
| ビジネス講座（秘書検定対策）   |       | 2   |      |
| ウィンド・バンド1        |       | 2   |      |
| ウィンド・バンド2        |       | 2   |      |
| ミュージカル           |       | 2   |      |
| 特別研究（ゼミ）         |       | 2   |      |
| パイプオルガン1         |       | 2   |      |
| パイプオルガン2         |       | 2   |      |

備考 必修・選択合わせて9単位以上を修得すること。

## 2. 専門科目

| 授 業 科 目           | 単位数 |     | 備 考  |
|-------------------|-----|-----|------|
|                   | 必 修 | 選 択 |      |
| 教育原理              | 2   |     | 教職必修 |
| 子どもの理解と援助         | 1   |     |      |
| 保育内容（健康）          | 1   |     | 教職必修 |
| 保育内容（人間関係）        | 1   |     | 教職必修 |
| 保育内容（環境）          | 1   |     | 教職必修 |
| 保育内容（言葉）          | 1   |     | 教職必修 |
| 保育内容・造形的表現        | 1   |     |      |
| 保育内容・総論           | 1   |     | 教職必修 |
| 基礎実習指導            | 1   |     |      |
| ピアノⅠ              | 2   |     |      |
| 幼児音楽Ⅰ             | 2   |     | 教職必修 |
| 造形表現（表現）          | 2   |     | 教職必修 |
| 子どもの健康と運動遊び       | 2   |     | 教職必修 |
| 子どもの保健            | 2   |     | 教職必修 |
| 子ども家庭福祉           | 2   |     |      |
| 保育者のための文章表現       | 2   |     |      |
| 保育・教職実践演習（幼稚園）    |     | 2   | 教職必修 |
| 特別支援と保育Ⅰ          | 1   |     | 教職必修 |
| 特別支援と保育Ⅱ          |     | 1   |      |
| 保育原理              | 2   |     | 教職必修 |
| 保育者論              |     | 2   | 教職必修 |
| 教育心理学             |     | 2   | 教職必修 |
| 幼児理解とカウンセリングマインド  |     | 2   | 教職必修 |
| 教育課程論             |     | 2   | 教職必修 |
| 教育実習Ⅰ（事前事後の指導を含む） |     | 3   | 教職必修 |
| 教育実習Ⅱ（事前事後の指導を含む） |     | 3   | 教職必修 |
| ピアノⅡ              |     | 2   |      |
| 幼児音楽Ⅱ             |     | 2   |      |
| 子ども家庭支援の心理学       |     | 2   |      |
| 子どもの健康と安全         |     | 1   |      |
| 幼児教育の方法と技術        |     | 2   | 教職必修 |
| 総合表現              |     | 2   |      |
| 社会福祉              |     | 2   |      |
| 合唱                |     | 2   |      |

| 授 業 科 目      | 単位数 |     | 備 考 |
|--------------|-----|-----|-----|
|              | 必 修 | 選 択 |     |
| 演技実習         |     | 1   |     |
| 社会的養護Ⅰ       |     | 2   |     |
| 社会的養護Ⅱ       |     | 1   |     |
| 子どもの食と栄養     |     | 2   |     |
| 乳児保育Ⅰ        |     | 2   |     |
| 乳児保育Ⅱ        |     | 1   |     |
| 子ども家庭支援論     |     | 2   |     |
| 子育て支援        |     | 1   |     |
| 保育所実習Ⅰ       |     | 2   |     |
| 保育所実習Ⅱ       |     | 2   |     |
| 保育実習指導Ⅰ（保育所） |     | 1   |     |
| 保育実習指導Ⅱ（保育所） |     | 1   |     |
| 児童福祉施設実習Ⅰ    |     | 2   |     |
| 児童福祉施設実習Ⅱ    |     | 2   |     |
| 保育実習指導Ⅰ（施設）  |     | 1   |     |
| 保育実習指導Ⅱ（施設）  |     | 1   |     |

- 備考 1. 必修・選択合わせて51単位以上を修得すること。  
 2. 卒業に必要な62単位に満たない単位数については教養科目・専門科目のいずれで充当してもさしつかえない。

## 別表 2

## 教職に関する科目及び単位数

## 幼児教育保育科

## 1. 領域及び保育内容の指導法に関する科目及び単位数

| 免許法施行規則に定める科目区分等   |                               |                     |           | 左記に対応する科目    |               |           |
|--------------------|-------------------------------|---------------------|-----------|--------------|---------------|-----------|
| 科目区分               |                               | 各科目に含めることが<br>必要な事項 | 単位数       | 授業科目         | 単位数           | 履修<br>方法等 |
| 領域及び保育内容の指導法に関する科目 | 領域に関する専門的事項                   | 健 康                 | 12        | * 保育内容（健康）   | 1             | 必修        |
|                    |                               |                     |           | * 子どもの保健     | 2             | 必修        |
|                    |                               | 人間関係                |           | * 保育内容（人間関係） | 1             | 必修        |
|                    |                               | 環 境                 |           | * 保育内容（環境）   | 1             | 必修        |
|                    |                               | 言 葉                 |           | * 保育内容（言葉）   | 1             | 必修        |
|                    | 表 現                           | * 造形表現（表現）          |           | 2            | 必修            |           |
|                    | 保育内容の指導法<br>（情報機器及び教材の活用を含む。） |                     |           |              | * 子どもの健康と運動遊び | 2         |
|                    |                               |                     | * 幼児音楽Ⅰ   | 2            | 必修            |           |
|                    |                               |                     | * 保育内容・総論 | 1            | 必修            |           |

\* 卒業に必要な必修科目

## 教職に関する科目及び単位数

## 幼児教育保育科

## ２．教育の基礎的理解に関する科目等及び単位数

| 免許法施行規則に定める科目区分等                    |                                               |     | 左記に対応する科目                                                                                                             |     |       |
|-------------------------------------|-----------------------------------------------|-----|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----|-------|
| 科目                                  | 各科目に含めることが必要な事項                               | 単位数 | 授業科目                                                                                                                  | 単位数 | 履修方法等 |
| 教育の基礎的理解に関する科目                      | 教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想                          | 6   | *教育原理                                                                                                                 | 2   | 必修    |
|                                     | 教職の意義及び教員の役割・職務内容（チーム学校運営への対応を含む。）            |     | 保育者論                                                                                                                  | 2   | 必修    |
|                                     | 教育に関する社会的、制度的又は経営的事項（学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。） |     | *保育原理                                                                                                                 | 2   | 必修    |
|                                     | 幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程                        |     | 教育心理学                                                                                                                 | 2   | 必修    |
|                                     | 特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解                    |     | *特別支援と保育Ⅰ                                                                                                             | 1   | 必修    |
|                                     | 教育課程の意義及び編成の方法（カリキュラム・マネジメントを含む。）             |     | 教育課程論                                                                                                                 | 2   | 必修    |
| 道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目 | 教育の方法及び技術（情報機器及び教材の活用を含む。）                    | 4   | 幼児教育の方法と技術                                                                                                            | 2   | 必修    |
|                                     | 幼児理解の理論及び方法                                   |     | 幼児理解とカウンセリングマインド                                                                                                      | 2   | 必修    |
|                                     | 教育相談（カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。）の理論及び方法            |     |                                                                                                                       |     |       |
| 教育実践に関する科目                          | 教育実習                                          | 5   | 教育実習Ⅰ<br>（事前事後の指導を含む）                                                                                                 | 3   | 必修    |
|                                     |                                               |     | 教育実習Ⅱ<br>（事前事後の指導を含む）                                                                                                 | 3   | 必修    |
|                                     | 教職実践演習                                        | 2   | 保育・教職実践演習<br>（幼稚園）                                                                                                    | 2   | 必修    |
| 大学が独自に設定する科目                        |                                               | 2   | 最低修得単位を越えて履修した「領域及び保育内容の指導法に関する科目」又は「教育の基礎的理解に関する科目」「道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目」「教育実践に関する科目」について、併せて２単位以上を修得 |     |       |

\*卒業に必要な必修科目

別表 3

## 保育士に関する科目及び単位数

| 告示による教科目       |                 |     | 左記に対応する本学開設教科目 |    |     |
|----------------|-----------------|-----|----------------|----|-----|
| 系 列            | 教 科 目           | 単位数 | 教 科 目          | 形態 | 単位数 |
| 保育の本質・目的に関する科目 | 保育原理（講義）        | 2   | * 保育原理         | 講義 | 2   |
|                | 教育原理（講義）        | 2   | * 教育原理         | 講義 | 2   |
|                | 子ども家庭福祉（講義）     | 2   | * 子ども家庭福祉      | 講義 | 2   |
|                | 社会福祉（講義）        | 2   | 社会福祉           | 講義 | 2   |
|                | 子ども家庭支援論（講義）    | 2   | 子ども家庭支援論       | 講義 | 2   |
|                | 社会的養護Ⅰ（講義）      | 2   | 社会的養護Ⅰ         | 講義 | 2   |
|                | 保育者論（講義）        | 2   | 保育者論           | 講義 | 2   |
| 保育の対象の理解に関する科目 | 保育の心理学（講義）      | 2   | 教育心理学          | 講義 | 2   |
|                | 子ども家庭支援の心理学（講義） | 2   | 子ども家庭支援の心理学    | 講義 | 2   |
|                | 子どもの理解と援助（演習）   | 1   | * 子どもの理解と援助    | 演習 | 1   |
|                | 子どもの保健（講義）      | 2   | * 子どもの保健       | 講義 | 2   |
|                | 子どもの食と栄養（演習）    | 2   | 子どもの食と栄養       | 演習 | 2   |
| 保育の内容・方法に関する科目 | 保育の計画と評価（講義）    | 2   | 教育課程論          | 講義 | 2   |
|                | 保育内容総論（演習）      | 1   | * 保育内容・総論      | 演習 | 1   |
|                | 保育内容演習（演習）      | 5   | * 保育内容（健康）     | 演習 | 1   |
|                |                 |     | * 保育内容（人間関係）   | 演習 | 1   |
|                |                 |     | * 保育内容（環境）     | 演習 | 1   |
|                |                 |     | * 保育内容（言葉）     | 演習 | 1   |
|                |                 |     | * 保育内容・造形的表現   | 演習 | 1   |
|                | 保育内容の理解と方法（演習）  | 4   | * 造形表現（表現）     | 演習 | 2   |
|                |                 |     | 幼児教育の方法と技術     | 演習 | 2   |
|                | 乳児保育Ⅰ（講義）       | 2   | 乳児保育Ⅰ          | 講義 | 2   |
|                | 乳児保育Ⅱ（演習）       | 1   | 乳児保育Ⅱ          | 演習 | 1   |
|                | 子どもの健康と安全（演習）   | 1   | 子どもの健康と安全      | 演習 | 1   |
|                | 障害児保育（演習）       | 2   | * 特別支援と保育Ⅰ     | 演習 | 1   |
|                |                 |     | 特別支援と保育Ⅱ       | 演習 | 1   |
|                | 社会的養護Ⅱ（演習）      | 1   | 社会的養護Ⅱ         | 演習 | 1   |
|                | 子育て支援（演習）       | 1   | 子育て支援          | 演習 | 1   |
| 保育実習           | 保育実習Ⅰ（実習）       | 4   | 保育所実習Ⅰ         | 実習 | 2   |
|                |                 |     | 児童福祉施設実習Ⅰ      | 実習 | 2   |
|                | 保育実習指導Ⅰ（演習）     | 2   | 保育実習指導Ⅰ（保育所）   | 演習 | 1   |
|                |                 |     | 保育実習指導Ⅰ（施設）    | 演習 | 1   |
| 総合演習           | 保育実践演習（演習）      | 2   | 保育・教職実践演習（幼稚園） | 演習 | 2   |
| 教科目単位数合計       |                 | 51  | 本学開設科目単位数合計    |    | 51  |

\* 卒業に必要な必修科目

| 告示による教科目       |                       |    |                        | 左記に対応する本学開設教科目                 |    |     |
|----------------|-----------------------|----|------------------------|--------------------------------|----|-----|
| 系 列            | 教 科 目                 |    | 単位数                    | 教 科 目                          | 形態 | 単位数 |
| 保育の本質・目的に関する科目 | 各指定保育士養成施設において設定      |    | 15<br>単<br>位<br>以<br>上 |                                |    |     |
| 保育の対象の理解に関する科目 |                       |    |                        | 幼児理解と<br>カウンセリングマインド           | 講義 | 2   |
| 保育の内容・方法に関する科目 |                       |    |                        | *ピアノⅠ                          | 演習 | 2   |
|                |                       |    |                        | ピアノⅡ                           | 演習 | 2   |
|                |                       |    |                        | *幼児音楽Ⅰ                         | 演習 | 2   |
|                |                       |    |                        | 幼児音楽Ⅱ                          | 演習 | 2   |
|                |                       |    |                        | 合唱                             | 演習 | 2   |
|                |                       |    |                        | 演技実習                           | 演習 | 1   |
|                |                       |    |                        | *保育者のための文章表現                   | 演習 | 2   |
|                |                       |    |                        | 総合表現                           | 演習 | 2   |
|                | *子どもの健康と運動遊び          | 演習 | 2                      |                                |    |     |
| 保育実習           | 保育実習Ⅱ 又は<br>保育実習Ⅲ     | 実習 | 2                      | 保育所実習Ⅱ 又は<br>児童福祉施設実習Ⅱ         | 実習 | 2   |
|                | 保育実習指導Ⅱ 又は<br>保育実習指導Ⅲ | 演習 | 1                      | 保育実習指導Ⅱ（保育所） 又は<br>保育実習指導Ⅱ（施設） | 演習 | 1   |
| 教科目単位数合計       |                       |    | 18単位以上                 | 本学開設科目単位数合計                    |    | 22  |

\*卒業に必要な必修科目

| 告示による教科目 |        |       | 左記に対応する本学開設教科目 |    |     |
|----------|--------|-------|----------------|----|-----|
| 系 列      | 教 科 目  | 単位数   | 教 科 目          | 形態 | 単位数 |
| 教養科目     | 体育（講義） | 1     | *保健体育          | 講義 | 2   |
|          | 体育（実技） | 1     | *健康・スポーツ       | 実技 | 1   |
| 教科目単位数合計 |        | 2単位以上 | 本学開設科目単位数合計    |    | 3   |

\*卒業に必要な必修科目

備考 上記2科目以外の教養科目 6単位以上を修得すること。

別表 4

| 学科      | 学納金等<br>入 学<br>検 定 料 | 学 納 金    |          |          |
|---------|----------------------|----------|----------|----------|
|         |                      | 入 学 金    | 授 業 料    | 施 設 費    |
| 幼児教育保育科 | 30,000円              | 350,000円 | 648,500円 | 337,500円 |

別表 5

休学の場合の在籍料

| 在 籍 料 |         |
|-------|---------|
| 前 期   | 50,000円 |
| 後 期   | 50,000円 |